

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令案について(概要)

1. 背景

建築士法の一部を改正する法律(平成30年法律第93号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、関係政令について所要の改正を行う。

2. 概要

- (1) 建築士の登録及び建築士試験に係る手数料の見直し(建築士法施行令(昭和25年政令第201号)第3条及び第4条第1項、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)本則の表39の項)

改正法の施行に伴い、実務経験を審査する事務が試験事務を行う者から登録事務を行う者に移管されること及び実務経験の審査手続が厳格化されることにより、これらの事務に係る人件費等が変動することを踏まえつつ、物価変動・業務合理化等を反映し、建築士の登録・受験に係る手数料の額を以下のとおり改正する。

| | |
|-----------------------------|------------|
| ・一級建築士の登録手数料 | : 28,400 円 |
| ・一級建築士の受験手数料 | : 17,000 円 |
| ・二級・木造建築士の免許に関する事務の標準手数料 | : 24,400 円 |
| ・二級・木造建築士の試験の実施に関する事務の標準手数料 | : 18,500 円 |

- (2) その他

その他関係政令について所要の改正を行うとともに、必要な経過措置を定める。

3. 今後のスケジュール(予定)

公布 令和元年8月下旬
施行 令和2年3月1日